

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年2月24日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第1号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前										
別表第27 研究職給料表昇格時号給対応表（第22条関係）					別表第27 研究職給料表昇格時号給対応表（第22条関係）										
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給									
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級						
略					略										
59	<u>29</u>	略			59	<u>30</u>	略								
略					略										
61	<u>30</u>	略			61	<u>31</u>	略								
62	<u>30</u>				62	<u>31</u>									
63	<u>31</u>				63	<u>32</u>									
64	<u>31</u>				64	<u>32</u>									
65	<u>31</u>				65	<u>33</u>									
66	<u>32</u>				66	<u>33</u>									
67	<u>32</u>				67	<u>34</u>									
68	<u>32</u>				68	<u>34</u>									
69	<u>33</u>				69	<u>35</u>									
70	<u>34</u>				70	<u>35</u>									
71	<u>35</u>			71	<u>36</u>										
略					略										
備考 略					備考 略										
別表第29 医療職給料表(二)昇格時号給対応表（第22条関係）					別表第29 医療職給料表(二)昇格時号給対応表（第22条関係）										
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給							昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

略			
91		<u>61</u>	略
略			
97	略	<u>62</u>	略
98		<u>62</u>	
略			
103	略	<u>63</u>	略
104		<u>63</u>	
105		<u>63</u>	
略			

備考 略

略			
91		<u>62</u>	略
略			
97	略	<u>63</u>	略
98		<u>63</u>	
略			
103	略	<u>64</u>	略
104		<u>64</u>	
105		<u>64</u>	
略			

備考 略

別表第31 大学教育職給料表昇格時号給対応表（第22条関係）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略			
115	<u>54</u>	略	
略			
121	<u>55</u>	略	
122	<u>55</u>		
略			
127	<u>56</u>	略	
128	<u>56</u>		
129	<u>56</u>		

備考 略

別表第31 大学教育職給料表昇格時号給対応表（第22条関係）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略			
115	<u>55</u>	略	
略			
121	<u>56</u>	略	
122	<u>56</u>		
略			
127	<u>57</u>	略	
128	<u>57</u>		
129	<u>57</u>		

備考 略

附 則

（施行期日等）

- この規則は、平成28年2月26日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 平成27年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關す

る規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

- 3 前項に規定するもののほか、この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、同項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。